後見センターレポート_{vol.1 (平成25年1月)}

※当センターでは、成年後見関係事件を巡る最近の動向をお届けする試みを始めました。御一読ください。

研修紹介始めました

当センターでは、裁判所外で行なわれている親族後見人向け研修の紹介を始めました。裁判所では職務説明会を行っておりますが、リーガルサポート東京支部や区の社会福祉協議会なども親族後見人向け研修を実施していると聞いております。2月22日には港区で、2月25日には豊島区で研修が行われる予定(詳細は各区の社会福祉協議会にお問い合わせください。)です。このような研修に参加することは後見人の職務を理解するために有益です。今後も、積極的な参加を促すため、具体的な日時、場所を御案内する予定です。

弁護士・司法書士等の専門職による調査始まる

当センターでは、後見人の報告書に不正確(数字が合わない)・不明確(意味が分からない)・不十分(裏付けがない)な点がある場合などに、弁護士・司法書士等の専門職を「調査人」に指定して、後見事務について調査を命じる運用を開始しております。特に、「収支状況報告書」の差額と「財産目録」との差額が一致しない場合、10万円以上の臨時的支出について領収書のコピーの添付がない場合などには、調査人の指定がなされる場合があります。さらに、事案によっては、臨時に報告書の提出を求めたり、調査人による全般的な調査を命じることも予定しております。後見人としては、正確な報告書の作成と領収書等の保管を心掛けるようにしてください。

専門職後見人の追加選任拡大へ

当センターは、現在、専門職後見人の追加選任を積極的に行っております。具体的には、報告期限を守らない場合、報告をしない場合、報告内容が不正確・不明確・不十分である場合、財産の管理を本人名義ではなく後見人名義としている場合、管理を妻や税理士など他人に任せて自分が説明できない場合、本人の収入や財産を本人以外のために使用している場合、利益相反取引(本人の財産を後見人や後見人が関与する会社に使用させる契約等)をしている場合、家庭裁判所の決定を受けることなく報酬を取得している場合などに、弁護士・司法書士等を成年後見人に追加選任しています。後見人は、他人の財産を管理しているという意識を強く持ち、管理について疑問が生じた場合には当センターまで連絡する必要があります。

最高裁,親族後見人に対する刑罰を認める

最高裁判所は、昨年10月9日、成年被後見人の預貯金を引き出した養父である成年後見人に対し、刑罰を免除せず、また、親族関係のあることを量刑の事情としてしんしゃくしなかった原審の判断を維持する判断をしました。判決では、成年後見人は公的性格を有するため、刑の免除も量刑上酌むこともできないとされています。当センターとしては、この判決に従って、親族関係(配偶者であること、子であること、唯

一の推定相続人であることなど)をしんしゃくすることなく,横領事案については,刑罰を求めることも含め,適切に対応していく予定です。